

平成28年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立西秋留小学校
校長 清水 晃

1 いじめ防止に関する基本的な方針

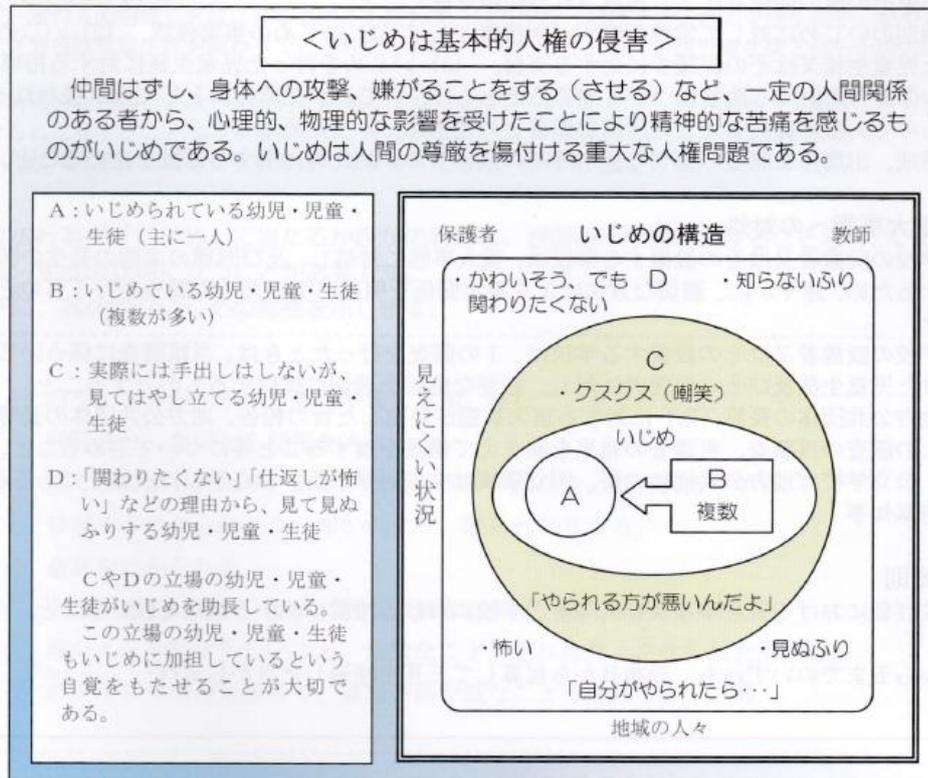
(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを児童に認識させ、相手を思いやる心情を育むことをとおして、いじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法より)

■ 四層(重層)構造



参考：東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)」平成25年3月

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- ① 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- ② 特別支援教育の推進を図り、児童一人一人を大切にされた指導をとおして、児童の自己有用感を育む。
- ③ いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- ④ 教員によるいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- ⑤ 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

2 組織(4つの段階との関連)

- (1) 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、いじめ担当、教育相談担当、スクールカウンセラー、学年主任や担任、保護者、地域等による「校内いじめ委員会」を中心に、組織的に対応する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、上記「校内いじめ委員会」に福生警察署生活安全課、八王子少年センター、教育委員会指導室、教育相談所、子ども家庭支援センター、秋川第二地区会長、主任児童委員、保護司、PTA 会長、青少年健全育成西秋留地区委員会会長等を加えたサポートチームを編成し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 未然防止

- ① 子供が定期的にいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するために毎月 20 日前後に「いじめについて考える日」を実施する。
- ② 年に最低 3 回(学期始め)、道徳の時間や特別活動において、「いじめに関する授業」を実施する。
- ③ インターネットいじめについての対策として、ファミリーe ルールによる講演(5, 6 年生)や DVD,リーフレット等の指導資料を活用した指導を行う。
- ④ ふれあい月間には児童会の活動として「ありがとうポスト」、「いじめ防止標語作り」、「あいさつ運動」の取組を実施する。これは西中地区三校共通・連携して取り組む。
- ⑤ いじめ防止カードを配布し、「いじめを見て見ぬふりしない」意識の向上を図る。

(2) 早期発見

- ① 3 回(6 月・11 月・2 月)の「ふれあい月間の取組」でのアンケート調査・面談等を通し、子供たちの様子・人間関係を把握する。
- ② スクールカウンセラーによる2～6年との全員面接を実施する等、子供たちが相談できる環境を整える。
- ③ 毎週水曜日の生活指導朝会・月一回の校内委員会において子供たちの様子を全職員が情報交換し、共通理解することで、学校全体で子供たちを見守っていく。
- ④ 全職員で校内巡視や子供たちの日常観察を丁寧に行い、いじめのサインを見逃さない意識を高める。
- ⑤ 児童会による「いじめ防止標語」の取組を通し、子供たちがいじめを見て見ぬふりしないこと、いじめについて主体的に考えることができるようにする。
- ⑥ 保護者、地域、わかば児童館等の関係機関と連携し、いじめに関する情報を早期につかむ。

(3) 早期対応

- ① いじめを把握したときは学級担任だけがかかえこまず、「校内いじめ委員会」が中心となって、学校全体で迅速に対応し、早期解決にあたる。
- ② いじめを受けた児童に対してはその思いをしっかりと受け止め、安全の確保を最優先しながら、SC 等を活用したケアをする。またその保護者に対しては学校の取組と情報について丁寧な説明を行う。
- ③ いじめを行った児童に対しては、いじめを受けた子供、いじめを伝えた子供の安全を確保しながら、組織的、継続的な指導を観察、指導を行う。その保護者への正確な事実関係を説明し、再発防止に向けた助言・支援をする。
- ④ いじめを見て見ぬふりをしないこと、いじめを見逃さない、いじめをさせない事を再確認し、よりよい関係を築けるよう様々な機会を通じ、支援する。
- ⑤ 教育委員会、関係諸機関(警察等)への報告をし、連携して対応する。

(4)重大事態への対処

- ① 「校内いじめ委員会」に福生警察署生活安全課、八王子少年センター、教育委員会指導室、教育相談所子ども家庭支援センター、秋川第二地区会長、主任児童委員、保護司、PTA 会長、青少年健全育成西秋留地区委員会会長等を加えたサポートチームを編成し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。
- ② 関係保護者への対応(臨時保護者会等)

(5)「SNS東京ルール」の活用

- ① 「SNSあきる野ルール」や「SNS西秋留小学校ルール」の全校児童への周知を行う。(児童とともに作成)
- ② 「SNSあきる野ルール」や「SNS西秋留小学校ルール」の家庭への周知を行う。
- ③ 「SNS家庭ルール」の作成を依頼する。

6 その他

(1) 評価について

- ① 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
- ② 教職員に対しては、年間計画に基づき取組アンケートを定期的実施し、「校内いじめ委員会」が中心となって結果を集約し、成果と課題を明確にする。

(2) 校内研修

- ① 年度初めに、学校基本方針を全教職員で確認し、共通理解を図る。
- ② 「校内いじめ委員会」を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施する。
- ③ 職員会議で毎回テーマを決めた管理職による講話や学年ごとに協議をする場を設定する。
- ④ 若手教員には、主任教諭や指導教員を中心に、学級経営のやり方やいじめの初期対応、保護者への連絡等について指導する。

(3) 保護者・地域との連携

- ① 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
- ② 学校便りや学年便りで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
- ③ 年4回の保護者会にて情報交換を行う。
- ④ 個人面談で児童の様子を聞き取る。
- ⑤ 道徳授業地区公開講座において、ファミリーeルールによる講演をうけて、ネットマナーやネットでのいじめについて知り、共通理解を図る。
- ⑥ 「SNS東京ルール」「SNS西秋留小学校ルール」をもとにして、「SNS家庭ルール」を作ることができるよう支援していく。

(4) 年間計画

月	教員・SCの取組	児童会・生徒会の取組	保護者・地域との連携	教員研修評価	学校行事
4	いじめについて考える日		いじめ対策の説明 SNS東京ルールについて周知。家庭ルール作成依頼。 【保護者会】		
5	SCによる全員面接 (高学年)				運動会
6	ふれあい 月間①	ありがとうポスト設置、 取組①		取組アンケート実施(1) (3年間保存)	あきる野学園交流
7		「いじめをなくそう」子ども会議 (SNS 子どもルール作成に おける話し合い含む)	いじめ対策の情報収 集【保護者会】		日光移動教室 (6年)
8					
9					
10		ロング集会			道徳授業地区公開 講座(講演会) あきる野学園交流
11	ふれあい 月間②	いじめ防止標語作り ありがとうポスト取組②		取組アンケート実施(2) (3年間保存)	学習発表会～ 劇を通して
12			いじめ対策の情報収 集【保護者会】		
1	次年度計画の作成	ユニセフ募金			
2	ふれあい 月間③	あいさつ運動		取組アンケート実施(3) (3年間保存)	
3			いじめ対策の情報収 集まとめ【保護者会】		



